

SEINENHOKORITSUKA

# 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会  
Japan Young Lawyers Association  
Attorneys and Academics Section

N628  
2023・6・25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階  
☎ 03 (5366) 1131 (代) FAX 03 (5366) 1141  
青法協HP <http://www.seihokyo.jp>

- 「宝の海」の再生をめざして—よみがえれ!有明訴訟……………馬奈木昭雄  
天海訴訟東京高裁判決について……………向後 剛  
檜原村の産廃処理施設設置計画から学ぶ住民自治……………半田虎生  
LGBTI 難民認定義務づけ等勝訴判決の報告……………川崎真陽  
〈シリーズ:憲法と私⑦〉憲法前文(「人類普遍の原理」と私……………中山貴公  
司法修習生フォーラム(旧七月集会)のご案内とご支援のお願い  
【議長トーク】「草加事件のフィールドワーク」……………笹山尚人  
全国三青会の報告……………吉田悌一郎



長浜城を臨む

# 「宝の海」の再生をめざして

よみがえれ！ 有明訴訟

## ◇ 干拓事業差止の仮処分決定

「裁判長、あと何人自死すれば干拓事業を止めてもらえますか」老漁夫の怒りの声が佐賀地裁の法廷に響き渡った。事業開始以来、一緒に漁をしてきた仲間の漁民が、収入が激減したため、次々と自死していた。その一人一人の名前と漁の様子を数え上げていきながら、耐えきれず声をまらせた。この法廷は「鬼気迫る法廷」と報じられた。

この一カ月後の二〇〇四年八月、佐賀地裁は干拓事業と漁業被害の因果関係を認め国に干拓工事の差止を命じた。この仮処分決定は漁民、住民から歓迎されただけではなく、各地の地方紙まで含めた全国のマスコミが社説などで支持する意見を

を表明した。しかし福岡高裁は翌年因果関係が「定量的に明らかではない」というまことに実現することが極めて困難な理由をつけて、差止決定を取り消した。有明海回復・再生の機会は先送りされることになってしまった。

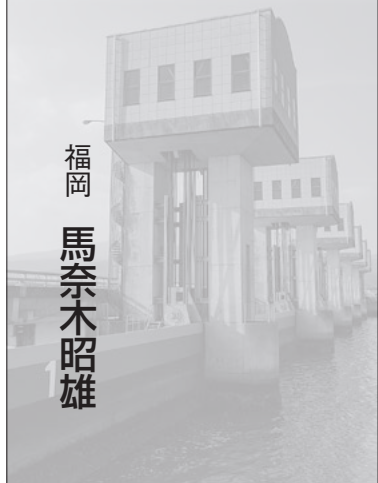
## ◇ 開門の確定判決

私達は怒りの表明として千名だった漁民・市民原告をさらに千名を超える漁民原告の追加提訴を行った。その後、事業が完成したために、請求の趣旨を変更し、主位的には堤防の撤去、予備的に調整池の排水門の常時開門を求めるものに変更した。

佐賀地裁は干拓工事と漁業被害との因果関係を認め、開門による被害防止工事の対策期間とし

て三年間を猶予した上で、五年間の排水門の常時開門を命じる判決を下した。この判決は二〇一〇年二月福岡高裁でも維持された。当時の民主党政権菅総理大臣は、この判決を尊重し、上告はせずに開門を実行することを国民に約束した。その結果開門を命じる判決は確定し、国は排水門開門を誠実に履行すべき、憲法上の義務を負った。この履行によつて有明海の再生は大きく前進することは明らかだった。農水官僚はこの確定判決を誠実に実行する気など全く無かった。判決に従わないことは従来から国・官僚にとっては当然のことと考えられていた。

このことは筆者が直面した水俣病認定をめぐる問題でも同様だった。国・官僚は、最高裁判所をはじめ各地の裁判所から、国の認定業務が誤ったものであり、患者を切り捨てている事実をくりか



福岡 馬奈木昭雄

えし指摘されても、「行政判断と司法判断は違う」とうそぶいて、認定業務を改めようとはしなかった。そのため現時点でもなお、数千人単位の訴訟が各地でたたかわれている。

### ◇確定判決履行を求める間接強制

私たちは開門を求め農水官僚と月一程度度の交渉をくりかえした。しかし官僚は文字通り、「官僚答弁」をくりかえすだけで、開門に着手しなかった。開門を国に実行させるため、間接強制の申立を行った。その結果、勝訴原告四五名について、開門が履行されるまで一人一日当たり一万円（後に二万円に増額された）の支払いを命じる決定が下された。国はそれでも開門を実行することなく、間接強制金を払い続けその総額は十二億円を超えることになった。

### ◇確定判決差止訴訟と請求異議訴訟

諫早の一部の農民、漁民、市民が開門すれば被害が生じるという理由で、国に対し確定判決の履行の差止を求める仮処分と本訴訟を長崎地裁に提訴した。国はこの訴訟提起に対し確定判決の根拠となった漁業被害などについてまったく主張しようとはしなかった。私達はこの国の応訴態度を、

開門反対の一部市民と国のなれ合い訴訟と非難した。私達は確定判決の根拠を主張するために補助参加し私達の主張・立証資料を提出した。国はこれらの資料を「国の利益に反する」と主張し、長崎地裁は国の主張に従い私達の資料を採用しなかった。その結果確定判決の履行を差止める仮処分決定が国に命じられ、本訴訟でも同旨の判決が下された。国はこの判決を諸手をあげて歓迎し、控訴しなかった。

しかしこの確定判決を差止める判決によっても、私達勝訴原告の間接強制金の支払いを止めることはできない。国は私達の確定判決の執行力を失わせるため、請求異議訴訟を、佐賀地裁に提訴した。佐賀地裁では国の主張を全く問題にもすることなく私達が勝訴した。しかし国は私達勝訴原告の法的権利の根拠となる漁業権について、条文上一〇年間という文言が存することをとらえ、その期間の経過によって権利を失っていた、と主張した。驚くべきことに福岡高裁はこの主張にとびつき、国の請求異議を認容した。このため間接強制金の支払いは停止された。私達は上告し、最高裁は漁業権は一〇年の経過によってその権利が失われるわけではないと判断し、高裁判決を破棄し差戻した。しかしこの判決には菅野裁判長の補足意見として、差戻審では権利濫用について議論すべき内容が示されていた。マスコミ各紙は、差戻

審ではこの補足意見に従い国に勝訴させることを示唆したと報じた。

### ◇確定判決の履行強制は権利の濫用！

差戻審の福岡高裁判決は国の主張を認め確定判決以後の事情の変化、とりわけ漁業被害が回復傾向にあることなどを総合判断すると、確定判決の履行を強制することは権利の濫用であるという判決であった。まさにマスコミ（農水官僚の解説）の報道どおりであった。この判決に対してマスコミは一齐に「司法の自殺行為」という私のコメントを報じた。

私達はただちに上告したが、最高裁は一年後の二〇二三年三月一日付で定型文以外のならぬ理由を付することもなく上告を受理せず棄却する決定をした。この決定文はいわゆる「三行半」ですらなく、三行だった。

### ◇今後のたたかい

確定判決の勝訴原告の一人は、直近三年連続でノリの色落ち被害を受け、昨年の水揚げは五〇万円、今年はいかに一枚も収穫できなかった。干拓事業開始以来、二〇年以上にわたって有明海四県漁民はみな被害に苦しんでいる。国と、それに同

調し従った判決を下している最高裁や下級審が、いかに事実を歪めごまかした判決を下し続けようとも、被害が続く限りたたかいかいがやむことはない。新しくできた干拓農地で営農を始めた農民のなかからも、国のやり方に対する疑問の声が上がり始めている。干拓農地農民が原告になって開門を求

めた裁判も始まった。

私達は、私達の取り組みを「よみがえれ！有明」と呼んでいる。私達の取り組みは、決して過去の被害の清算ではない。地域社会を全体として未来に向けて前進発展していく道すじを切り開いていくたたかいかいなのだ。この問題を抜本的根本的

に解決するためには、差戻審が和解勧告を行った内容すなわち漁民、農民、市民、各自治体、各種地元団体など全ての関係者が一堂に会し、それぞれの立場を理解したうえで合意を形成する以外にない。私達はあらゆる手段をつくし、国にその実行を迫るたたかいかいを続けている。

# 天海訴訟東京高裁判決について

東京 向後 剛

① 天海訴訟では、障害者の六五歳問題（介護保険への移行問題）、具体的には「六五歳

に達した障害者が介護保険への移行を拒否して障害福祉サービスの受給申請をした場合に、市町村はその申請を却下してよいのか」が争われている。第一審の千葉地裁では天海さんは敗訴した。その控訴審において、東京高裁は、令和五年（二〇二三年）三月二十四日、天海さん逆転勝訴判決を言い渡した。

② 東京高裁判決の要旨は、以下のとおりであった。

(1) 障害者総合支援法七条は、介護保険優先の原則を定めており、六五歳に達する障害者について、介護保険法による介護給付であって、障害者総合支援法所定の自立支援給付に相当するものを受けることができることは、受けることができる

給付の限度で自立支援給付は行われなことになる（市町村の裁量的判断によって障害者総合

支援法に基づく自立支援給付を継続することができるとはいえない）。控訴人についても、従前受けていた障害者総合支援法による居宅介護と介護保険法による訪問介護とはおおむね符合するから、「自立支援給付に相当するものを受けることができる」状況にあったと認められる。

(2) ところで、控訴人は、本件処分後、要介護認定の申請をして介護保険に移行した（不足する分の自立支援給付も受けている）が、月額一万五

〇〇〇円の介護保険の自己負担が生じている。しかし、障害者総合支援法による居宅介護を受けていた障害者のうちには、低所得者等を対象とする境界層措置により利用料を負担しておらず、六

五歳に達して介護優先に移行した後も、支援措置によって介護保険サービスの利用料を全額免除されている者があるところ、控訴人は非課税世帯であるために前記境界層措置を受けるまでもなく自己負担がなかったことから、介護保険に移行しても前記支援措置の対象とならず、逆に自己負担が生じているという障害者相互の不均衡が生じている。

このような状況下で、控訴人の本件申請（障害者総合支援法による介護給付費の支給申請）を却下することは、制度に由来する障害者相互の不均衡を固定することになるから、被控訴人は、このような不均衡を避けるためという限度においては、障害者総合支援法による自立支援給付を継続することができる裁量権を有すると考えられる。そうすると、本件申請を却下した本件処分は、違法であり、取り消されるべきである（却下処分取消請求の認容）とともに、被控訴人は、本件申請について、従前と同内容の自立支援給付決定をすべきであった（支給決定義務付け請求の認容）。

さらに、本件処分は違法であるから、被控訴人は、控訴人に対し、国家賠償法一条一項に基づき、

賠償金を支払うべきである（損害賠償請求の一部認容）。

### 三

千葉市は、「東京高裁判決は、自治体の裁量権の範囲を過大に求めるものであり、受け入れがたい」として、上告受理申立を行った。したがって、東京高裁判決は未だ確定していない。

### 四

天海訴訟と同じく障害者の六五歳問題を扱った岡山市の浅田訴訟において、広島高裁は、「自立支援給付と介護保険給付は、その目的及び対象が異なり、故に給付の内容も相違するところがあるので、介護保険給付を受けることができる障害者に対しては、一律に自立支援給付の支給決定をするのではなく、要介護状態以前の障害によりどのようなサービスが必要なのか、介護保険給付の自己負担額を支払うことなどの程度負担なのか等を考慮して、自立支援給付を選択するのが相当である場合があること」などを根拠に、市町村が障害者自立支援法七条（障害者総合支援法七条と同じ内容）に基づき自立支援給付の支給決定をすることは、羈束処分とはいえず、裁量処分と解するのが相当だと判示した（そして、岡山市の処分は裁量権の逸脱・濫用を認め、岡山市の処分を違法だと判断した）。

主要なものとして展開した。

しかし、東京高裁判決は、これを退け、千葉地裁と同様、障害者総合支援法七条の介護保険優先原則との関係では、市町村に、障害福祉サービス（自立支援給付）を継続して支給する裁量権を認めなかった（前記二（一））。

ただし、東京高裁は、ここから先は千葉地裁判決に同調せず、千葉地裁とは反対の結論に至った。

その決め手は、「被控訴人（千葉市）は、域内住民のための社会保障を担っており、社会保障制度を運用するについては、住民に不均衡が生じないように配慮すべきものであって、住民相互の不均衡をもたらす措置は避けることが求められる立場にある。前記不均衡を固定するような措置（本件申請の却下）に合理性を見出してこれを是認することは困難である」という価値判断と、「被控訴人は、本件処分にあたって控訴人（天海さん）が提出した書面（介護保険を申請しない理由書）からも、前記の不均衡（利用料負担の不均衡）を知り、又は容易に知ることができた」という事情であった。

そして、裁判所をこのような判断に導いたのは、天海さんと支援者による長年に渡る粘り強い運動の力であったと思う。

# 檜原村の 産廃処理施設設置計画から学ぶ 住民自治

とらい  
東京 半田 虎生

## 一 計画の公告と運動の始まり

東京都唯一の村（島嶼部を除く）、檜原村に産廃処理施設の設置を計画されていることが明らかになったのは二〇二二年四月一八日のことである。産廃物処理法は、産廃物処理施設の設置について許可制を採用し、許可申請があった場合、申請について公告・縦覧に供することとしている。計画地域の近隣住民の一部及び村は、計画について把握していたが、多くの村民は許可申請の公告により計画を知り、衝撃を受けた。

若い村民を中心にすぐに情報収集に向けた運動が形成された。檜原村の豊かな自然環境と産廃物処理施設の計画を学ぶエコツアーも実施され、このツアーに参加したことが、弊職が運動に携わるきっかけとなった。また、チラシ作成による村民への周知運動、署名運動、SNSやChange.org（オンライン署名サイト）を通じた対外的広報、村の玄関口である武蔵五日市駅での駅頭宣伝など様々な運動が展開された。

## 二 住民参加の仕組みの活用

### (1) 情報収集活動と意見書の提出

産廃物処理法では、産廃物処理施設がいわゆる

迷惑施設であり、住民とのトラブルが多発していること等に鑑み、許可申請に前置して、生活環境に対する影響を事業者が調査させ、申請後は当該調査の結果を許可申請と合わせて縦覧に供し、周辺住民などの利害関係者、関係自治体、専門家から意見を聴取するミニアセスという手続が定められている。

同手続は、環境影響評価法と比較すると不十分ではあるが、生活環境影響の調査結果が情報提供される点、周辺住民が意見提出できる点等で、住民参加の保障に資するものと評価できる。

村民、元東京都環境局職員、弊職が協力し、地域の実情、産廃物処理の技術的な知見、許可手続の実務上の運用、法的知見等を共有しながら、複数の勉強会を重ねることで、縦覧資料を分析することができた。更に、事業者は任意ではあるが各集落で説明会を実施したことから、各説明会に村民が参加し、質疑応答や情報の対照をすることで、縦覧資料からはわからなかった情報等も集約できた。

また、当時、環境影響評価法上の住民参加の手続ではあるが、多数の住民意見やそれを踏まえた自治体意見を前に、地域の自然環境、生活実態等を顧みない再生可能エネルギー事業が撤退を余儀なくされるという事例が散見されていた。弊職は、前記ミニアセスの手続を活用することに重要

な意味があると考え、法的観点からのサポートに軸を置き、村民が前記ミニアセスを通じて、産廃処理施設の設置許可の手續に關与しうることや關与することの意義を村民と議論した。

その結果、二〇二二年六月一日の期限までに、村民を中心に二〇七名から約一〇〇〇件の意見が処分行政庁である東京都知事に提出することになった(なお、檜原村の人口は約二〇〇〇名である)。許可の答申を行う専門家会議が開催されたのは同年七月末のことであるが、これは村民からの多数の意見提出を受けて、その整理に時間を要したことが一因である。

## (2) 村長の意見表明

このような村民の動きの一方で、村は、村としての立場を明示してこなかった。しかし、関係自治体の意見提出の局面では、村は慎重な計画遂行を求めることを基調としつつも、廃棄物処理施設の稼働に必要な水の確保との関係で、上水の使用を拒否する場合がある旨の意見書を提出するなど、村民の動きも踏まえた意思表示をした。

## (3) 地下水に関する臨時委員の選任等

説明会等が実施される中で、事業者の当初計画では施設の稼働に必要な水を確保できない可能性が浮上した。最終的に事業者は地下水を利用することを明らかにしたが、このような計画の変遷、地下水利用への懸念は村民の意見書としても都に

情報提供され、前記専門家会議に委員として、地下水の臨時委員が選任されるに至った。同会議でも水量確保に関する疑問が呈され、同会議は、事業者に対して、水の確保に関する調査報告を求めた。

## 三 住民自治の実現に向けて

### (1) 条例制定の動き

運動を展開する中で、地域の自然環境の問題であるのになぜ檜原村がその意思決定に關与できないのかについて多くの疑問が呈された。廃棄物処理法では、産廃処理施設の設置許可の権限を都道府県知事に与えているのである。村が、産廃処理施設の設置計画について意見を明示してこなかったのも、この点に一因がある。

そこで、村民は、地域の自然環境の利用に地域の意思決定を反映できるように条例制定に向けての研究も進め、今後の紛争予防の観点から事前協議等の手続的規制を定める条例や地下水保全条例を策定するなど立法的対応が実現した(様々な議論が展開されたが紙幅の関係上、割愛する)。

### (2) 許可の取り下げ

前記第一回専門家会議から二〇二三年三月末まで、一度も会議は開催されず、事業者からの報告も一切なかった。標準処理期間は一八〇日間であ

る。事態が動いたのは、同年四月一日、事業者は許可申請を取り下げた。稼働に必要な水を確保できるだけの地下水が見つからなかったのである。

### (3) 住民自治の意義

事業者が許可申請を取り下げたタイミングは村長選挙、村議会議員選挙の一週間前であった。結果、廃棄物処理施設設置計画の反対運動を率いた新人が六期目を目指した現職を破り村長に当選したほか、運動に尽力した若い新人二名が議員として当選を果たした(議員定数八名)。

弊職は、環境問題に携わるうえで、環境には個人の環境(健康、労働、家庭など)、地球環境(生物多様性、気候など)のほかに、地域の環境があると考えている。地域の環境とは地域の自然環境、里地里山、コミュニティなどを含んだ概念であり、その利用や保全については、地域住民の意思決定が反映されるべきである。

前記選挙の結果は、産廃処理施設の設置をめぐる、村民がそれぞれ、地域の自然環境の利用について向き合ってきたことの表れであると考えている。弊職は、その末席を汚したに過ぎないが、「地方自治は民主主義の最良の学校」、その言葉を強く感じさせられた一年であった。

# LGBTI 難民認定義務づけ等 勝訴判決の報告

まや 眞陽  
大阪弁護士会 川崎

二〇二三年三月一五日大阪地裁第二民事部（森鍵一裁判長）において、LGBTI（注）を理由とする難民認定訴訟事件について、原告に対する難民不認定処分及び在留特別許可の不許可処分並びに退去強制令書発付処分を全て取り消し、国に対して原告を難民として認定するよう義務づける判決があった。

本件は、LGBTIを理由に難民不認定処分を取り消し、難民認定の義務づけを認めた初の裁判例であると思われる。

## ■ 事案の概要

原告は、ウガンダ国籍の同性愛女性である。原告は、二〇一七年初め頃同性愛を理由に、ウガンダ警察に逮捕され、約三カ月間拘禁され農場で強制労働をさせられるなどした。逮捕時に、複数の警察官から殴打されるなどの傷が、治療されなまま放置され、敗血症になり、釈放後、ウガンダ国内の病院に約七カ月入院した。退院後、原告は、国内において逃げ隠れしながら生活していた。二〇一九年初め頃指名手配されていることを知るも、国外脱出をするお金がなく住居を転々とする生活が続けざるを得なかった。二〇一九年九月に両親が死亡し、両親から相続したわずかな自宅の土地を元手にブローカーから日本のビザと航空手

ケットを入手し、二〇二〇年二月に来日した。関西空港に到着後、入国審査時に上陸を拒否され、二〇二〇年四月難民申請をした。

## ■ 争点

難民事件に関していえば、本件の争点は、大きく三つに分けられる。①難民の定義にいう迫害は、生命・身体に対する迫害のみならず、重要な基本的人権に対する継続的・累積的な迫害を含むか、②難民であることの立証の程度や立証責任は通常の民事訴訟の場合と異なるか、③ウガンダのLGBTIに対する迫害状況、である。

## ■ 裁判所の判断

### (1) 争点①難民の定義にいう迫害について

裁判所は、難民の定義にいう迫害は、「通常人において受忍し得ない苦痛をもたらす攻撃ないし圧迫であつて、生命又は身体の自由の侵害または抑圧を意味する」と述べ、迫害の定義を生命および身体に対する侵害に限定する従来からの解釈を踏襲した。

### (2) 争点②立証の程度等について

裁判所は、出入国管理及び難民認定法（以下、「入管法」という）六一条の二第二項が、法務大臣



は、申請者が提出した資料に基づいて難民である旨の認定を行うことができる旨を規定していることを踏まえれば、難民該当性を起訴づける事実の立証責任は原告にあるとし、立証の程度についても、立証の程度を一般的な場合と比較してことさらに緩和すべき法的根拠は乏しく、立証の困難さは、自由心証の範囲内で十分に考慮すれば足りるとした。

### (3) 争点③ウガンダ国内のLGBTIに対する迫害状況について

裁判所は、ウガンダの憲法及び刑法の条文を指摘し、イギリス・アメリカの国別レポート、各種NGOレポート、各国通信社の配信記事など原告・被告双方が提出した膨大な資料を詳細に検討した上で、「ウガンダにおいては、同性間の性行為が違法とされている以上、同性愛者は処罰の対象となるものであるとの認識が、改善されている傾向がうかがわれなければならないものの、依然として根強いことも認められる」とした。

## ■ 本判決の評価

本判決が、難民の定義及び立証の程度の総論部分において、従前の裁判例を踏襲した点においては、極めて残念な結果となった。このような日本の解釈は、国際スタンダードから著しく乖離して

いる。立証の程度に関する国際標準では、おおむね「迫害の合理的な可能性」を証明しなければならぬとされており、難民申請者の話が全体的に一貫しており、自然かつ合理的であると審判官が判断した場合には、疑念の要素があっても申請者の主張内容に不利益に扱われるべきではない（「灰色の利益」とされている。

原告は、この点について、国際法の基本書・論文、各国の裁判例（アメリカ、イギリス、オーストラリア、カナダ、欧州人権裁判所等）といった証拠を提出して主張した。裁判官も、原告の提出する資料に大きな興味を持つているように見受けられたが、結果として、従来の裁判例を覆すことはできなかった。非常に残念に思う一方で、裁判官としては、本件では、迫害の定義を生命・身体の自由に対する侵害に限定しても、原告の請求が認容可能であると考え、本判決が高裁で争われ、覆されないよう慎重に判断したとも思われる。

また、本判決は、ウガンダ国内のLGBTIの迫害状況等の各論部分について、非常に詳細に事実認定をした。判決文全体五五頁（別紙を除く）の半分以上の頁をウガンダ国内のLGBTIの迫害状況の認定に割いている。ウガンダ国内では、二〇一四年に反同性愛者法（同性愛行為をした者に対して最高で終身刑を科す法律）が成立した後、手続き的な理由で無効となるも、二〇二三年

三月に、同性愛禁止法（同性愛者であることを認めるだけで最高で一〇年の懲役刑の可能性がある法律）が議会で可決された。本件事件は、この二〇一四年法と二〇二三年法の間の事件であり、立証に非常な困難を要した。裁判所も、この点を踏まえての詳細な事実認定であった。

## ■ おわりに

本判決では、原告が、指名手配されたことを認定することなく、ウガンダ国内のLGBTIの迫害状況および原告がLGBTIであることを理由に逮捕、拘留され、暴行された事実があることを指摘して原告を難民と認定した。本判決を敷衍すれば、ウガンダ国内のLGBTI当事者はすべて難民に該当するということもできそうである。仮にそうであれば、本判決はウガンダ国籍のLGBTIを広く難民として救済する極めて画期的な判決となる。ただし、本判決が、原告がLGBTIであることを理由に逮捕、拘留、暴行された事実があることを理由に含めていることから、そこまでいえるのか疑問も残る。

本判決は、被告が控訴を断念し、本件判決後、約一カ月で原告に難民認定証が交付された。この背景には、本判決直後に、ウガンダで同性愛禁止法が可決されたこと、折しも入管法の改定案が国

会に提出されたことが、影響したのではないかと  
思う。

最後に、本判決は、ともに代理人として戦って  
くれた中村ちとせ弁護士（大阪弁護士会）および、  
支援団体R A F I Qの協力がなくては、勝ち取る

ことができなかつた。本紙面において、心から感  
謝を述べたい。

（注）LGBTIとはレズビアン、ゲイ、バイセク  
シユアル、トランスジェンダー、インターセッ

シリーズ  
憲法と私⑦

憲法前文（「人類普遍の原理」と私

東京 中山 貴公

シリーズ（憲法と私）という大仰なエッセーの  
お題をもらい甚だ戸惑っている。自己紹介

を兼ねると、私は新人弁護士ではあるが、一九八  
二年の戌年生まれで、不惑を迎えた四〇歳のオッ  
サンである（因みに生れは宮城県仙台市、育ちは  
同県松島町）。一昨年の暮れ頃に修習に行くまで  
は十数年、ホントに、その辺にいくらでもいそ  
な、取り立てて、変哲もない、ごく普通の平凡な  
サラリーマンをしており、その意味で自分事に引  
き付けて「憲法と私」などと思えばいいことは人生  
このかた皆無である。正直、事務局の大辻さんに

お願いして今からでも原稿執筆依頼を断りたいと  
ころでもあるが、それでは余りに大人げない。オ  
ッサンなりに後の連載の方にも配慮し（？）、憲法  
の条文一つとしては誰も選ばなさそうな憲法前  
文<sup>①</sup>を選択して、憲法について自分なりに思うこ  
とを少し書くことで、ご勘弁頂きたい。

さて、私の郷里の方面のご出身で、同じ戌年  
生まれだけれど四回りも上、東大法学部出

ではないのだけれど東大の憲法の講座に招聘され  
た大変にエライ先生がおられて、その先生の本に

クスの頭文字を組み合わせた用語であり、性  
的少数者を包括的にさす総称としても使わ  
れる。

よると、憲法は……個人の尊厳という窮極的な  
価値を基礎に置いている。そしてそれは、日本国  
憲法前文がいうように、「人類普遍の原理」として  
擁護されるに値するであろう。但し、時間的にも  
過去に遡ってみれば——空間的にも——現

に地球を見わたしてみれば——、「人類普遍」のも  
のとしてゆきわたっているかというところ、決してそ  
うではない。個人の尊厳を前提とした権利保障と  
権力分立の制度化は、実は、西洋近代という、空  
間的にも時間的にも限定された特定の歴史社会の  
産物であった。しかも、一八世紀から二〇世紀初  
頭にかけて近代立憲主義を展開させてきた欧米列  
強（特にイギリスとフランス）は、どちらも、巨大  
な植民地帝国であり、「植民地は、国際法上は国  
内（だから他国の干渉を許さない）、国法上は外  
国だ（だから、国内の立憲的統治は及ばない）」と  
言われたとおり、そこでは、「権利の保障が確保  
されず、権力の分立が定められていない」状況で  
あったのである。立憲的・近代的意味の憲法原理  
の価値は、「人類普遍」というに値するが、実はそ

のような影の部分もかかえていたのであった。

私の場合、憲法と聞くと、心の片隅に前記の一節のような観点が抜き差し難くあつて、愛憎半ばの心境になつてしまふ。ついでに、この種の大上段の大義や題目を掲げて行われた戦争(例えばイラク戦争)なんかを想起したりして、不自信感をひとしおに募らせる心境になることもある。

### 閑

話休題。そのエライ先生のフランス人の友人には、一九六五年から六年間、仙台でフランス文学・語学の教師をし、フランスに帰つたら今度は日本学者になつて伝統あるバリ東洋語東洋文化研究院に迎えられた謎の方がいらつしやる。

その方は毎夏一か月の仙台住まいを四四年間欠かされなかつた(一〇年弱位前に折しもその夏の仙台滞在中に急逝されました)。その方の滞在ルートには、松島が景勝地であるためか、何年か一回くらいウチの実家にもやつて来て宿泊・飲み食いとお喋りして行くことがあり(当然タダ)、昔の仙台の街を彼が歩いたときのことを懐かしんで語つたりもした。

「昔ね、ボクがね、仙台の広瀬通りでも、定禅寺通りでも歩くとね、街の人がね、ボクをみて、みんな、のけぞるように「エッ」って顔をして驚いてね、みんなして「げ、げ、げ、げえええズンだああ!!!」(ズズズ弁・標準語では「が、が、

が、外人だあ!」位の意味) っていうで大騒ぎになつたものですヨ。

別に、今、自分が仙台に帰省して街で外人を見かけても「げえええズンだああ!!!」とか口走つて驚いたりしないけれど(笑)、自分は、そういう人たちの子や孫世代で、彼らと地続きという感覚があり、自分自身も、そっち側の人間(だよなあという思いもあつて「何が悲しくて、オラホみてえな、とうほく人が西洋のモンなんかにさ、かぶれてられつかよ」という反発心がやっぱりどこか心の片隅から抜けない。

何を言いたいのかわ分からなくなつてきたが字数切れ、これでご勘弁願いたい。



青法協弁護士学者合同部会設立40周年記念誌

## 人権の砦として

—弁学合同部会40年の軌跡—

それぞれの時代の部会に属した諸先輩の生き生きとした活動が豊富に語られ、過去40年のさまざまな教訓が惜しみなく盛り込まれています。

本記念誌に綴られた青法協の歴史と会員の活動は、その一つひとつに、憲法の平和的・民主的条項擁護の旗を高く掲げ、人権侵害の被害者とともにあってその救済をはかり、新たな課題に果敢に挑戦するという青法協の“魂”というべきものを教えられる、人権活動に取り組む弁護士・研究者必携の書です。

●お支払方法：郵便振替(手数料はご負担下さい) ●後払い

青年法律家協会弁護士学者合同部会

TEL. 03-5366-1131 FAX. 03-5366-1141 e-mail bengaku@seihokyo.jp



B5版・280ページ  
定価2,500円(税込)

# 司法修習生フォーラム(旧七月集会)のご案内とご支援のお願い

司法修習生フォーラム実行委員代表

## 1 はじめに

司法修習生フォーラムは、司法修習生有志が主催する社会問題・人権問題をテーマにしたシンポジウムです。その歴史は古く、前身である七月集会・一月集会等も含めると、三〇年以上もの間、活動を続けて参りました。

これらの歴史も踏まえて、私たち司法修習生フォーラムは、例年通り人権問題・社会問題について学び、多くの方々と共有していきたいと思っております。

さて、今年のフォーラムは、次第にコロナが収束しつつある状況も踏まえて、コロナ禍以前の京都での開催を実現しようと本番に向けて準備を進めております。

今年初めてハイブリッド方式での開催ということもあり、京都での開催を実現するための情報

収集や事前準備が、自力ではなかなか思うように進まないという問題がありました。そこで、今年

の開催にあたっては、オンラインでの開催をしいた期の先生方だけでなく、現地開催をしいた七二期以前の先生方にも多くの力添えをいただき、実行委員一同大変感謝しております。

当事者の方や人権問題・社会問題に取り組みたいという弁護士の方をお話を直接目の前で聞くことができるというのは、オンライン上での開催と比較すると、より迫真性があり、実際に足を運んでいただくことよってオンライン上にはなかった人との繋がりを得られるのではないかと、対面での開催に向けて力をいれているところです。七六期司法修習生フォーラムのスローガンである「知ろう、そして近づこう」にも、コロナ禍を経て薄まってしまった人と人との繋がりをどう取り戻していくかという問題意識が込められています。

私たちは、社会に生起する問題の核心に「知ることと近づき」、「共通の問題意識を持つ人を知ることと近づき」、よって、立場や考え方の違いを「知ることと近づき」、失った「繋がりを取り戻せるのではないかと考え、その願いや決意をこのスローガンに込めています。

青年法律家協会の先生方には、日頃より格別のご高配を賜り、誠にありがとうございました。ところで、先生方に今年の司法修習生フォーラムのご案内とご支援のお願いをさせて頂きたく、僭越ながらこの場をお借りした次第でございます。

## 2 本年のフォーラムのご案内

### (1) 本年の分科会

本年の司法修習生フォーラムでは、昨年とは異なり、例年行っていた全体会を設ける予定で、開催一日目である七月二十九日(土)に分科会を、開催二日目である七月三〇日(日)に全体会を開催する予定です。分科会は実行委員が様々な案を出し合って議論をし、最終的には実行委員全員の投票によって決定しました。本年の分科会は、「児童虐待の現状と子どもの権利」「LGBTQと法」「協同労働」「消費者法における問題点」「障害がある人の刑事弁護」「入管問題」「学校問題と弁護士」「特定妊婦の現状と支援」「精神科病院の入院問題」の全九テーマとなります。

(2) 本年の全体会

今年の全体会は、より多くの方にとって当事者が感じられるのではないかとという観点から、「性と社会制度」という大枠の中でテーマを選ぶことに決定しました。そして、その中でも選択的夫婦別姓に主軸を置いて全体会を開催することになりました。

二〇二二年、最高裁において、夫婦別姓を認めない民法と戸籍法の規定を「合憲」とする二度目の判断がなされました。女性の就業率の上昇や管理職に占める女性割合の増加など、社会の変化がある一方で、日本においては、いまだ伝統的な家族や家庭の在り方が根強く、選択的夫婦別姓や同性婚といった制度は法的に認められていません。たしかに、合憲判決が出てから約二年が経過することとなり、表面的には、社会の注目も薄まっている側面もあるように思われます。しかし、選択的夫婦別姓を主軸とした日本の婚姻制度の在り方とは、人生設計に大きく関わるものであり、国民の問題意識やモヤモヤ感は潜在的に継続していると考えています。だからこそ、本年度は全体会のテーマとして、「選択的夫婦別姓」を主軸に、その根底にある日本社会の婚姻制度やその在り方、「家族」「家」に対する国民意識に焦点を当てて、議論を行うこととなりました。

3 「」支援のお願い

本年度は、約四年ぶりに、全ての企画を京都教育文化センターの現地で開催いたします。さらに、本番一日目の夜には、司法修習生フォーラムへ足を運んでくれた方々の交流の場として懇親会の場を設ける予定で、懇親会の開催についても多額の費用がかかる見込みです。

司法修習生の給付金の額では、これらの費用を賄うことができず、先生方からのお力添えが必要

な状況です。

誠に恐縮ではございますが、司法修習生フォーラムの意義にご理解ご賛同いただいた方には、左記の口座にご支援をいただければ幸いです。

既にご支援を賜っている先生方におかれましては、重ねてこのようなお願いをする無礼をご容赦くださいませ。

ご不明な点がございましたら、左記問い合わせ先までご連絡いただければ幸いです。

司法修習生フォーラム

主催：第76期司法修習生フォーラム実行委員会  
協賛：青年法律家協会第76期司法修習生部会  
開催日時：2023年7月29日・30日  
企画内容：選択的夫婦別姓と婚姻制度のあり方(全体会)  
「児童虐待の現状と子どもの権利」「LGBTQと法」  
「協同労働」「消費者法における問題点」「障害がある人の刑事弁護」「入管問題」「学校問題と弁護士」  
「特定妊婦の現状と支援」「精神科病院の入院問題」

カンパのお振込先

口座名義：司法修習生フォーラム  
(シホウシユウシユウセイフォーラム)

金融機関：みずほ銀行 店番：036  
支店名：四谷支店 預金種目：普通預金  
口座番号：3082947

お振込みいただく際には、事務所名とお名前を記載していただけますと幸いです。

【問い合わせ先】

第76期司法修習生フォーラム実行委員会事務局  
Eメール：76thsihousyusyuseiforum@gmail.com  
Twitter：@SF76th  
Facebook：第76期司法修習生フォーラム



## 「草加事件のフィールドワーク」

一九九九年四月～六月に、今でいう「集合修習」の前半を和光市の司法研修所にて過ごした、私たち五三期司法修習生、約八〇〇名。五三期修習生部会が入所前日に結成され、精力的に活動したのは前回紹介しましたが、中でも印象に残っている「草加事件のフィールドワーク」の話をします。

草加事件とは、一九八五年七月一九日に埼玉県草加市の残土置き場で同県八潮市在住の中学三年女子生徒の絞殺体が発見され、その容疑者として草加市在住の二三～一五歳の少年五人が逮捕、一人が補導された事件です。逮捕された五人は少年審判で犯行を否認しましたが、浦和家庭裁判所は同年九月、五人を初等・中等少年院へ送致し、一人を児童相談所に送るといふ保護処分を出した。少年らは抗告したが東京高等裁判所は抗告を棄却、最高裁判所も一九八九年七月に再抗告を棄却

し、同処分が確定した。

その後被害者の両親が上述の少年らの親権者を相手取り損害賠償を求めた民事訴訟では、一九九三年三月に浦和地裁で原告の請求が棄却され事実上の無罪の判断がくだる。一九九四年一月に東京高裁で少年らの自白は信用できるとして原告の請求が一部認容され、事実上の逆転有罪判断となった。その後、二〇〇〇年二月に最高裁は自白の信用性を認め高裁の判断には誤りがあると、被告の敗訴部分を破棄し、東京高裁に差し戻す。差し戻し審では、二〇〇二年一〇月、自白に秘密の暴露がないこと、血液型の問題などの理由から「少年らの犯罪を裏付けるに足りる証拠が無い」として、事実上の無罪判決（原告の請求棄却）が下された、という事案です。

なお少年らは一般の刑事裁判での再審請求に当たる「保護処分の取消し」を三度申し立てましたが、既に保護処分は終了した（訴えの利益がない）ことなどを理由にいずれも退けられています。なお、現在では、保護処分終了後にも保護処分の取消を行うと少年法が改正され（少年法二七条の二第二項）、保護処分終了後でも保護処分取消の請求が可能となりました。

私たちが修習をしていた一九九九年五月当時は、最高裁で争っていた時期にあたり、当該元少年や元少年の保護者らの代理人を務めた清水洋会員らの案内と、元少年の当事者二名の案内のもとで、実際の事件現場をフィールドワークしながら、自白の内容と客観的状況の整合性について見分していくという機会を設けていただいたのです。犯行時間が真夜中だったことから、私たちが実際に訪れたのもその時間に合わせて、土曜の真夜中でした。

その中で、自白では真つ暗だったということになつている現場が、東京方面からの明かりでかなり明るいという状況を見て取ることができ、明らかに自白がおかしいこと、また、元少年たちが現実に警察でいかに暴力的に自白を強要されたかについてつぶさに聞き取ることができました。こうした現場を実際に歩いて事実を確かめること、本人たちの口から事情をきちんと聞き取って言い分を確認すること。青法協スピリットを、修習生として学んだ瞬間でした。

深夜に修習生のために企画をたてつきあってくれる。青法協の先輩たちの心意気に触れた時間でもありました。

（青法協弁学合同部会議長 笹山尚人）

# 全国三青会の報告

東京 吉田悌一郎

去る四月二日(金)、全国三青会(青年法律家協会、全国青年司法書士協議会、全国青年税理士連盟)の会合が、東京四谷の司法書士会館において行われた。

全国三青会のリアルでの会合は、コロナ前以降数年ぶりのことであった。

初めに、各自で簡単な自己紹介の後、それぞれの団体の発表の時間に移った。

まずトップバッターは青法協より、この間の決議等の紹介などを行った。具体的には、「原発の新増設および福島第一原発事故の最大の教訓である原発の四〇年運転制限を撤廃することに強く反対する決議」、「国民生活の破綻を招き、平和主義に反する、安保関連三文書改定に基づく軍拡政策に反対する決議」、「東京電力に対し、中間指針第五次追補を踏まえ、被害者に対し、早期かつ十分な賠償をすることを求める決議」などを紹介し、

その内容や意義等を解説した。

次に、全国青年税理士連盟からの発表がなされた。全国青税からは、インボイス制度に関する超党派議員連盟での聞き取り調査の報告や、インボイス制度に反対し、即刻廃止を求める意見書の紹介、さらに、令和六年度の税制改正に関する要望書についての紹介及び解説がなされた。

最後に、今回の会合の主催団体である全国青年司法書士協議会の発表がなされた。全青司からは、家族法制の見直しに関する中間試案に対する意見書、倒産手続のIT化に関する要綱案の取りまとめを受けて引き続き破産公告の見直しを求める会長声明等の紹介及び解説、また、年末年始困難ごとLINE相談会の活動、セクシャルマイノリティーが直面する問題を可視化するためのレインボーレールド企画、インボイスに反対する司法書士有志の会など、多岐にわたる活動等の紹介が

なされた。

その後、今後の全国三青会の共通研究課題として、インボイス制度の問題点を深掘りしようとの提案がなされ、今後具体的に共同研究が行われることが合意された。

約二時間ほどの会合の後には、同じく四谷でリアル懇親会が行われ、メンバーのほとんどが参加した。リアルでの全国三青会の懇親会が行われたのも、コロナ前以来のことであり、大いに盛り上がり、今後の全国三青会のますますの発展を期して散会となった。

## 改憲問題対策法律家6団体連絡会からの お知らせ

当部会も参加している改憲問題対策法律家6団体連絡会が、6月5日「憲法に違反する軍拡2法案に強く反対する法律家団体声明」を発表しました。詳細は、青法協ホームページをご覧ください。



## 各委員会の日程

オンラインでの参加を希望する方は、本部事務局までご連絡ください。

### 【憲法委員会】

7月13日(木)13時～15時

### 【修習生委員会】

7月6日(木)17時～18時半

## お知らせ

▶各種企画につきましては、ホームページの「イベント・学習会のお知らせ」をご参照ください。本部に寄せられた支部の企画も掲載しています。

### 〈支部の企画〉

#### 7/14 北海道支部オープン例会

内容：『誰のための司法か  
～團藤裁判官の遺した疑問』

講師：小林亮夫 NHKディレクター  
佐藤岩夫 東京大学特任教授  
福島至 龍谷大学名誉教授

時間：18時～20時

場所：札幌弁護士会館5階A・B・C  
+ オンライン

定員：会場70名、オンライン500名

共催：自由法曹団北海道支部・  
青法協北海道支部

詳細はこちらへ →



戦争させない・9条壊すな！総がかり行動実行委員会  
改憲問題対策法律家6団体連絡会主催

## 院内集会「憲法審査会の現状と問題点」(5/18開催) YouTube 配信のお知らせ

5月18日、当部会も構成団体である改憲問題対策法律家6団体連絡会が戦争させない・9条壊すな！総がかり行動実行委員会と共催で「『憲法審査会の現状と問題点』～任期中の改憲を目指す岸田首相の企てを止めよう～」を開催しました。Youtubeで、視聴可能となりましたのでお知らせいたします。視聴、拡散していただけますと幸甚です。

当日の講師のレジュメが必要な方は事務局まで、メールアドレスをご連絡ください。

### 〈YouTube 動画〉

<https://youtu.be/NG9fWxzp9sU>



### 〈プログラム〉

- ・主催者挨拶：改憲問題対策法律家6団体連絡会
- ・国会議員の連帯挨拶

・お話し：

飯島滋明(名古屋学院大学教授)

「憲法審査会での9条改憲論議と改憲手続法の問題点」

永山茂樹(東海大学教授)

「緊急事態と議員任期延長改憲の問題点」

- ・審査会傍聴者からの発言
- ・行動提起と閉会挨拶：総がかり行動実行委員会

## 編集後記

▼青法協の機関紙が完成しました。私たちは憲法の擁護と平和、民主主義、基本的人権の保護を目指しています。今月号では注目の判決に関する特集を行いました。有明訴訟最高裁判決、檜原村産廃焼却場事業者申請取下、天海訴訟東京高裁判決などについて報告しています。また、大阪地裁の同性愛迫害理由による難民認定の判決も取り上げました。「憲法と私」では憲法に関する連載記事を掲載しています。司法修習生フォーラムの案内とご支援のお願いも行っています。三青会報告や議長トークのシリーズも続いており、協会の活動と内部の動きについて詳細に報告しています。編集作業にご協力いただいた関係者に感謝の意を表します。読者の皆さまに有益な情報を提供するために全力を尽くしました。今後も機関紙を通じて情報を提供し続けます。ご意見やご要望がありましたらお知らせください。引き続きのご支援をお願いいたします。

(Aー)に頼んだらこうなった。町田正裕